

シティグループ証券株式会社

経営委員会

平成 20 年 8 月 19 日制定

平成 21 年 10 月 1 日改訂

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、以下の基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たない取組みを進める。

第一条 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らの行動基準を設けないまま担当者や担当部署だけで対応した場合には不当要求に屈する状況に陥ることもありうるため、具体的な行動基準を社内規則として整備するとともに、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役以下の経営陣が適切に関与して、組織全体として対応する。

第二条 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

第三条 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

第四条 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶する。

第五条 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から適切な法的対応を行う。

第六条 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、不祥事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

第七条 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

以上を宣言するものである。